

第3次岐阜県廃棄物処理計画中間見直し(概要)

第1章 計画の概要

1 計画の位置付け

- ・廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画
- ・岐阜県環境基本計画の廃棄物分野に関する個別計画

2 計画期間と目標年

- ・令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間
- ・中間年度の令和7(2025)年度に、中間見直しを実施

3 計画の対象

- ・一般廃棄物及び産業廃棄物
※食品ロス削減対策及び海洋漂着物対策は令和4(2022)年3月に策定された、都道府県計画に基づき推進

第2章 廃棄物処理に関わる情勢

1 国の情勢

- ・令和4(2022)年4月には、プラスチック資源循環法が施行され、「プラスチック廃棄物の排出の抑制」等の基本方針が策定
- ・令和6(2024)年6月に、「経済財政運営と改革の基本方針2024」が決定
- ・令和6(2024)8月に、循環型社会形成推進基本法に基づく、「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定
- ・令和7(2025)年2月に、廃棄物処理法に基づく基本方針が変更され、第五次循環基本計画の目標設定の考え方を基本として廃棄物減量化の目標量が設定

2 県の情勢

- ・令和4(2022)年3月に、「岐阜県食品ロス削減推進計画」を策定
- ・令和4(2022)年3月に、「清流の国ぎふ海洋ごみ対策地域計画」を策定
- ・令和4(2022)年8月に「第10期岐阜県分別収集促進計画」を策定
- ・令和6(2024)年3月に、愛知県及び三重県と共同で、「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画の策定」を策定

第3章 廃棄物の現状

1 現状

(1)一般廃棄物

- ・排出量は、平成30(2018)年度以降、減少傾向にあり、全国平均よりも減量化が進行
- ・再生利用率については、減少傾向にあり、伸び悩んでいる
- ・最終処分量については、平成30(2018)年度以降、緩やかに減少している

(2)産業廃棄物

- ・排出量及び最終処分量は、減少傾向
- ・種類別排出量では、汚泥が一番多いものの、令和5年度には、減少傾向
- ・業種別排出量では、建設業が増加し、製造業が減少傾向

2 今後の課題

- ・プラスチックごみ及び食品廃棄物等の削減について、県民と事業者に対して、具体的な行動を促す更なる取組が必要
- ・事業系ごみを削減する取組が必要
- ・各市町村の再生利用率は異なり、優良事例を横展開するなど効果的な取組が必要
- ・産業廃棄物について、特に排出量が増加している業種に対しては、啓発を強化し、更なる減量及び資源化の推進が必要
- ・産業廃棄物の廃プラスチック類とガラス等くずのリサイクル技術向上や再生資源の利用促進の取組が必要
- ・令和9(2027)年3月までに低濃度PCB廃棄物の処理を完結することを目指して、取組が必要
- ・令和6(2024)年の能登半島地震のような大規模災害の発生状況を踏まえ、廃棄物処理施設の処理状況を速やかに把握し、広域処理体制の構築が必要

第4章 目標・指標と基本的な考え方

1 基本的な目標

一般廃棄物	R5(2023)年度 (直近の実績)	R12(2030)年度 (最終目標)	産業廃棄物	R5(2023)年度 (直近の実績)	R12(2030)年度 (最終目標)
排出量	622千t	548千t	排出量	3,571千t	3,571千t
再生利用率 (量)	22% (135千t)	26% (142千t)	再生利用率 (量)	49% (1,756千t)	56% (2,000千t)
最終処分量	45千t	37千t	最終処分量	113千t	105千t

2 プラスチックごみと食品廃棄物に関連する目標(抜粋)

項目	直近の実績(R5(2023)年度)	目標(R12(2030)年度)
1人1日当たり生活系ごみ排出量	622g/人/日	595g/人/日
事業者当たりのごみ削減率 (H30(2018)年度比)	3.3%	10%

3 県の施策効果を確認するための指標(抜粋)

項目	実績(R6(2024)年度)	目標(R12(2030)年度)
「ぎふ食べきり運動」の協力事業者・協力店舗数	1,400店舗	1,500店舗
「ぎふ食べきり運動」の協力市町村数	33市町	42市町村

4 基本的な考え方(県が取組む施策の体系)

基本方針	資源循環型社会の形成		
施策の柱	1 廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進	2 美しい生活環境の保全	3 災害・感染症・気候変動への備え
個別の取組	(1)ごみ減量化の推進 (2)リサイクルの推進 (3)一般廃棄物の適正処理の推進 (4)産業廃棄物の適正処理の推進 (5)有害廃棄物の適正処理の推進	(1)不法投棄等の不適正処理対策の徹底 (2)街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進	(1)災害廃棄物処理対策の推進 (2)感染症対策の推進 (3)気候変動への対応
	4 産学官等との連携強化		
	(1)プラスチック資源循環推進のための会議の開催 (2)SNS等を活用したしなやかなつながりの構築 (3)各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有 (4)取組効果を見える化する仕組みの構築		

第3次計画からの重点分野としての取組

- プラスチックごみ削減の推進
- 食品廃棄物削減の推進
- 産学官等との連携強化

第5章 計画の推進に向けた具体的施策

1-(1)ごみ減量化の推進	1-(3)一般廃棄物の適正処理の推進	1-(4)産業廃棄物の適正処理の推進	1-(5)有害廃棄物の適正処理の推進	3-(1)災害廃棄物処理対策の推進
①家庭ごみ減量の推進	①市町村への技術的支援	①産業廃棄物処理業者等に対する効果的な立入検査の実施	①低濃度PCB廃棄物の処理促進	①市町村災害廃棄物処理計画の策定支援
②「ぎふプラスマ！」制度の推進	②一般廃棄物処理施設への立入検査の実施	②排出事業者、処理業者の意識向上と関係法令等の理解促進	②その他有害廃棄物の適正処理の推進	②隣接県等との支援体制の整備
③石油由来プラスチック代替の利用促進	③一般廃棄物処理施設への整備等に対する支援	③食品廃棄物の不正転売を受けた監視体制の強化	2-(1)不法投棄等の不適正処理対策の徹底	③県内広域及び関係団体との連携体制の整備
【拡】④「ぎふ食べきり運動」の推進	④一般廃棄物の最終処分量削減の取組の支援	④電子マニフェストの利用促進	①不適正処理の通報体制の整備	④事業継続計画(BCP)の策定支援
【拡】⑤「岐阜県食品ロス削減推進計画」に基づく施策の推進	⑤県・市町村の連携による適正処理の監視	⑤多量に排出される廃棄物の再資源化の促進【再掲】	②不適正処理事案の公表	⑤平常時からの県民に向けた災害廃棄物処理に関する情報の発信
⑥グリーン購入の推進	⑥一般廃棄物処理施設の広域化・集約化の検討	⑥産業廃棄物処理施設設置に係る合意形成等を図るための手続条例の運用	③関係機関との連携	3-(2)感染症対策の推進
【拡】⑦エンカル消費の普及啓発の推進	⑦民間の回収拠点における資源物の回収量を調査	⑦産業廃棄物処理施設に対する県民の理解促進	④監視活動の実施	①感染症対策
1-(2)リサイクルの推進	⑧食品廃棄物及びプラスチックごみの調査	⑧優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進	⑤食品廃棄物の不正転売を受けた監視体制の強化【再掲】	3-(3)気候変動への対応
①各種リサイクル法の推進	⑨食品廃棄物及びプラスチックごみの調査方法の共通化	⑨農業用使用済みプラスチック適正処理の推進	⑥岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用	①廃棄物処理施設の整備に当たっては、エネルギー回収型とすることを促進【再掲】
②多量に排出される廃棄物の再資源化の促進	⑩可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を市町村へ働きかけ	⑩家畜排せつ物処理施設の整備に対する支援	2-(2)街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進	②~⑩家庭ごみ減量の推進など【再掲】
③リサイクル製品の利用促進	⑪廃棄物処理施設の整備に当たっては、エネルギー回収型とすることを促進	⑪畜産合同会議等の開催	①県内一体となった環境美化活動の推進	4 産学官等との連携強化
④紙ごみの分別徹底の推進	⑫各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有	⑫耕畜連携による資源循環型農業の推進	②「岐阜県海洋ごみ対策推進計画」に基づく事業の実施	①プラスチック資源循環推進のための会議の開催
⑤小売店等における資源物の回収拠点に関する市町村への情報提供	⑬取組効果を見える化する仕組みの構築			②SNS等を活用したしなやかなつながりの構築
⑥製造者が実施する使用済み製品の回収に関する市町村への情報提供	【新】⑭リチウムイオン電池の適正処理の推進			③各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有【再掲】
⑦市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を推進				④取組効果を見える化する仕組みの構築【再掲】
⑧リユース・リサイクル可能なプラスチック製品のデザイン推進				
【新】⑨若年層に向けたプラスチック資源循環の推進				
【新】⑩循環経済に向けた取組の推進				
⑪「ぎふプラスマ！」制度の推進【再掲】	食品廃棄物	プラごみ・食品廃棄物	プラスチックごみ	産学官等との連携強化

第6章 計画の推進と進行管理

<p>1 各主体の役割</p> <p>(1)県民の役割: 県や市町村が実施する廃棄物に関する各種施策に積極的に協力し、自主的かつ積極的に取り組む。</p> <p>(2)NPO等の民間団体の役割: 循環型社会形成への理解や活動を促進し、連携や協働のつなぎ役となる。</p> <p>(3)事業者の役割</p> <p>①排出事業者・・・製造から廃棄まで循環的利用と適正処理を考慮した事業活動に取り組み、県や市町村が実施する施策に積極的に協力する。</p> <p>②廃棄物処理事業者・・・安全かつ確実な方法で適正な廃棄物処理を行い、県民に対して積極的に処理施設の情報公開に取り組むとともに、廃棄物を貴重な資源として捉え、有用資源の回収や熱回収など循環利用を推進させること。</p> <p>(4)市町村等の役割: 地域の実情に応じた一般廃棄物処理計画の策定と、住民や事業者の自主的な取組を促進する。</p>	<p>2 計画の進行管理</p> <p>(1)目標達成に向けた進捗状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況の確認と、廃棄物の排出量・再生利用率・最終処分量の把握により、目標値の達成状況を確認 <p>(2)計画の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、施策や計画の見直し等を検討 ②施策目標を設定し、達成状況を踏まえ必要な改善を行うPDCAサイクルによる管理 <p>(3)計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢、関連制度及び国の基本方針の改正等があった場合、必要に応じて計画の見直しを実施
---	--